

手続き・申請

児童扶養手当 現況届の提出を忘れずに

7月下旬に通知書を郵送します

児童扶養手当受給者の方（支給停止者を含む）は、毎年8月に現況届の提出が必要です。お手元に通知書が届きましたら、内容を確認後、申請してください。

▶提出期限：8月31日(木)

▶提出先：伊奈庁舎みらいこども課窓口

※現況届の提出がない場合は、11月分以降の手当を支給することができません。

また、現況届未提出のまま2年間を経過すると、時効により手当の受給資格を喪失しますのでご注意ください。

※養育費を受け取っている方は、前年に「受給者」または「児童」が受け取った金額を申告する必要がありますので、来庁前にご確認ください。

☎ 伊奈庁舎みらいこども課（内線 4202）

市競争入札参加資格申請を 追加で受け付けます

本市が発注する建設工事、業務委託および物品納入などの競争入札へ参加を希望する方の「入札参加資格申請」の追加受け付けを行います。

▶受付期間：8月1日(火)～15日(火)

(土・日・祝日を除く)

▶申請方法：郵送のみ

▶登録期間：10月1日(日)～令和7年3月31日(月)

▶申請場所：下記問い合わせ先まで

※申請書・添付書類などの詳細は、市ホームページをご確認ください。

☎ 〒300 - 2395 つくばみらい市福田195 つくばみらい市総務部財政課契約検査係（内線 2207）

特別児童扶養手当 所得状況届の提出を忘れずに

特別児童扶養手当受給者の方（所得限度額超過により支給停止中の方を含む）が、受給資格を継続するためには、毎年「所得状況届」の提出が必要です。

提出された所得状況届をもとに、受給者本人および同居親族などの所得状況を確認し、本年8月から翌年7月までの手当が受給できるかどうかを判定します。

受給者の方には、所得状況届書を同封した通知を送付します。提出がないと、手当の支給が遅れてしまうことがありますので、忘れずに提出をお願いします。

手当額表	令和5年3月まで(改定前)	令和5年4月から(改定後)
特別児童扶養手当(1級)	52,400円	53,700円
//(2級)	34,900円	35,760円

▶提出期間：8月1日(火)～31日(木)

※土・日・祝日を除く

▶提出先：伊奈庁舎社会福祉課

(6番窓口)

▶持参するもの：ご自宅に届いた通知をご覧ください。

※この手当は、精神または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で監護（保護者として生活の面倒をみる）している父または母、もしくは父母に代わって養育している方が受けられる手当です。

対象と思われる児童を監護していて、まだ申請をされていない方は、お問い合わせください。

☎ 伊奈庁舎社会福祉課（内線 4103）

低所得の子育て世帯に対する 給付金を支給しています

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、

特別給付金の支給を行っています。

※本制度は、国が実施する全国共通の給付金です。

▶対象：平成17年4月2日～令和6年2月29日までに出生した児童

▶支給額：児童1人当たり一律5万円

▶申請期限：令和6年2月29日(木)

※郵送：消印有効

詳しくは市ホームページ

をご確認ください。

☎ 伊奈庁舎みらいこども課（内線 4202）



高齢者安全運転支援装置の 整備費を補助します

本市では、高齢ドライバーの運転誤操作による事故を防ぐため、安全運転支援装置（後付け）の購入および整備にかかる費用の一部を補助しています。

▶補助額：整備費用の1/2（上限3万円）

▶補助対象装置

○急発進抑制装置：アクセルペダルの踏み間違いによる急発進を抑制する装置

○対歩行者衝突被害軽減ブレーキ：歩行者の飛び出しなどの危険を感知し、自動ブレーキが作動する装置

▶補助要件

○有効な運転免許証を保有し、市内在住で70歳以上の方

○令和5年4月1日以降に装置を整備し、費用の支払いが完了している方

○車検証に「自家用」と記されており、所有者（使用者）の氏名と運転免許証の氏名が同一であること など

▶添付書類：車検証の写し、運転免許証の写し、整備費用などの領収書、安全運転支援装置の機能が確認できる書類、整備前・後の写真など

詳しくは市ホームページを

ご覧いただくか、防災課へ

お問い合わせください。

☎ 伊奈庁舎防災課（内線 2503）



お知らせ

募集

手続き・申請

相談

☆イベント